

雇用保険被保険者の皆さん
10月1日から 雇用保険法が変わります

①雇用保険の受給資格要件が変わります

これまでの週所定労働時間による被保険者区分（短時間労働者以外の一般被保険者／短期間被保険者）をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。

原則として、平成十九年十月一日以降に離職された方が対象となります。

②育児休業給付の給付率が50%に上がります

給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げます。平成十九年四月一日以降に職場復帰された方から平成二十二年三月三十一日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

③教育訓練給付の要件・内容が変わります

本来は「三年以上」の被保険者期間が必要である受給要件を、当分の間、初回に限り「一年以上」に緩和します。また、これまで被保険者期間によって異なっていた給付率および上限額を一本化します。

いずれの措置も、平成十九年十月一日以降に指定講座の受講を開始された方が対象となります。

【旧】

- 短時間労働者以外の一般被保険者 6カ月（各月14日以上）
- 短期労働被保険者（週所定労働時間20から30時間） 12カ月（各月11日以上）

↓

【新】
雇用保険の基本手当を受給するためには、週所定労働時間の長短にかかわらず、原則、12カ月（各月11日以上）の被保険者期間が必要。
*倒産・解雇などにより離職された方は6カ月（各月11日以上）

【旧】
休業期間中 30% + 職場復帰後6カ月 10%

↓

【新】
休業期間中 30% + 職場復帰後6カ月 **20%**
*育児休業給付の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されます。（平成19年10月1日以降に育児休業を開始された方に適用。）

【旧】
被保険者期間3年以上5年未満 20%（上限10万円）
被保険者期間5年以上 40%（上限20万円）

↓

【新】
被保険者期間**3年以上 20%（上限10万円）**
（初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能）

○お問い合わせ
ハローワーク 四万十

☎ 34-1155

高知西南交通 夜行高速バス 予約制全席指定・禁煙

安心・快適・便利なバスの旅 **しまんとエクスプレス**

宿毛～中村（入野・佐賀）～須崎 ↔ 新宿駅西口・ハイアット東京
毎日運行/9月2日（日）まで

●時刻表

新宿駅西口・ハイアット東京行		
停留所名	運行時刻	
宿毛駅	19:00	発
三原分岐	19:14	
中村駅	19:37	
西南本社	19:42	
入野役場前	19:53	
佐賀（佐賀派出所前）	20:13	
窪川駅前	20:40	
久礼	21:19	
須崎西崎町	21:38	
新宿駅西口ハルク前	8:35	
ハイアット東京	8:45	

中村・宿毛行		
停留所名	運行時刻	
ハイアット東京	19:00	発
新宿駅西口ハルク前	19:10	
須崎西崎町	6:00	
久礼	6:19	着
窪川駅前	6:58	
佐賀（佐賀派出所前）	7:25	
入野役場前	7:45	
西南本社	7:56	
中村駅	8:01	
三原分岐	8:24	
宿毛駅	8:38	

●運賃（子ども運賃は半額）

停留所名	新宿駅西口 ハイアット東京	
	片道	往復
須崎西崎町	13,500円	24,300円
久礼	13,800円	24,840円
窪川駅前	14,000円	25,200円
佐賀（佐賀派出所前）	14,300円	25,740円
入野役場前	14,500円	26,100円
西南本社・中村駅	14,500円	26,100円
三原分岐・宿毛駅	15,000円	27,000円

*往復運賃は10日間有効

●予約・お問い合わせ
高知西南交通予約センター
☎ 34-6736